

# 意図的行為の分析：逸脱的因果連鎖について

対馬 大気

本稿の目的は意図的行為という概念を分析することである。その際、①意図的行為の因果理論を前提した上で<sup>1</sup>、②この理論の反例となる「逸脱的因果連鎖」に対処するという方針を採る。この問題に取り組む理由は、第一に、この問題が因果理論にとって深刻であるとしばしば考えられているからであり、また第二に、この問題が意図的行為の重要な特徴を明らかにするためのきっかけになることが期待されるからである。逸脱因果的な反例を排除するような仕方でも因果理論を洗練させることが、以下での議論の具体的な目標である。

本稿は五つの節に分かれる。1 節では、因果理論の一つのヴァージョンを導入した上で、その反例となる逸脱的因果連鎖の事例を提示する。2-4 節では、1 節で導入されたヴァージョンを改訂していくことによって、この問題の解決を試みる。計画通りに物事が進むこと (2 節)、「しようとする」と呼ぶような心的出来事が身体運動を引き起こすこと (3 節)、行為者に備わる傾向性としての能力が顕在化すること (4 節)。これらの条件が意図的行為にとって本質的であることを、我々は見るところ。5 節では、最終的に得られた分析を提示する。

## 1. 何が問題なのか

既に述べたように、本稿は因果理論を前提する。因果理論は様々な形を採りうるが、その一つのヴァージョンは次のように定式化できる。

[CT]

行為者 A が帰結 C を意図的に達成するのは次の条件が満たされるときであり、そしてそのときに限る。

- ① Aが、Cを内容とする意図I(C)をもつ。
- ② I(C)が、Aの身体運動Mを引き起こす。
- ③ Mが、Cをもたらす<sup>2</sup>。

図示すると次のようになる。

I(C) → M → C

具体例を一つ挙げよう。[CT]によると、Aが意図的に「部屋の明かりがつく」という帰結を達成する（= Aが意図的に部屋の明かりをつける）ためには次の三つの条件が満たされる必要があり、かつそれで十分である。①Aが、「部屋の明かりがつく」という帰結を内容とする意図をもつ。②その意図がAの身体運動、たとえばスイッチが押されるとき指の運動を引き起こす。③その指の運動が、「部屋の明かりがつく」という帰結をもたらす。このような標準的な事例に関する限りでは、[CT]はもっともらしいのではないだろうか。

ところが[CT]は、実際には意図的行為の必要十分条件を与えていない。[CT]を満たしているながら、直観的には意図的行為と呼べない事例があるからだ。それが次のような「逸脱的因果連鎖」と呼ばれる事例である。

#### [事例1]

ある登山者が、ロープで落ちそうな人を支えている。ロープを握っている手を離せば、自分は助かることができる。登山者は「自分が助かる」という内容をもつ意図をもった。その意図が原因で、登山者の内に動揺が引き起こされた。そしてその動揺が原因で、ロープを握っている手が離れ、登山者は助かった<sup>3</sup>。

帰結Cに「自分が助かる」、身体運動Mに「手が離れる」を当てはめよう。この登山者は「自分が助かる」という内容をもつ意図をもっており（条件①）、

かつその意図が「手が離れる」という身体運動を引き起こしている（条件②）。更にその身体運動が、「自分が助かる」という帰結をもたらしている（条件③）。しかしながら、この登山者が意図的に「自分が助かる」という帰結を達成した（＝意図的に自分を助けた）と言うのは直観に反する。したがって、[事例 1]は[CT]に対する反例となっている。

あるいは、次のような事例を考えることもできる。

[事例 2]

ある殺し屋が、「皇帝が死ぬ」という内容をもつ意図をもった。その意図が原因で、彼の銃を握る指が動き、銃弾が放たれた。皇帝に弾は当たらなかったが、銃声が原因で豚の大群が興奮し、一斉に走り出した。皇帝はこの豚の大群に踏み潰され、死んでしまった。（cf. Davidson 1973, 78）

帰結 C に「皇帝が死ぬ」、身体運動 M に「（発砲するような仕方）指が動く」を当てはめよう。この殺し屋は、「皇帝が死ぬ」という内容をもつ意図をもちており（条件①）、かつその意図が「指が動く」という身体運動を引き起こしている（条件②）。そしてその身体運動が、「皇帝が死ぬ」という帰結をもたらしている（条件③）。しかしながら、この殺し屋が意図的に「皇帝が死ぬ」という帰結を達成した（＝意図的に皇帝を殺した）と言うのは直観に反する。したがって [事例 2] は、[CT] に対する反例となっている。

この二つの事例の間には、次のような重要な違いがある。[事例 1] から「意図的である」という性質（意図性）を奪っているのは、登山者の動揺という逸脱的要素の混入である。この要素は、登山者の意図とそれが引き起こす身体運動の間（下の図の①）に位置している。他方、[事例 2] から意図性を奪っているのは、豚の大群の暴走という逸脱的要素の混入である。この要素は、登山者の身体運動とそれがもたらす帰結の間（下の図の②）に位置している。

I(C) —①→ M —②→ C

この違いを、[事例1]における逸脱はある意味で行為者の「内部」で生じているのだが、[事例2]における逸脱は行為者の「外部」で生じている、と言い表すことができるだろう。以下では、[事例1]のような意図と身体運動の間に位置する逸脱を「内的逸脱」、[事例2]のような身体運動と帰結の間に位置する逸脱を「外的逸脱」と呼ぶことにする<sup>4</sup>。

[事例1]や[事例2]とは趣の異なる逸脱も想定できるが、そうした事例はおいおい提示していきたい。いずれにしても、包括的な意図的行為の因果理論は、その基本的枠組みを保持しつつ、これらの事例を排除する必要がある。次節以降で、この課題に取り組むことにしたい。

## 2. 計画との一致

まずは[事例2]から考えよう。この事例は[CT]を満たしている(殺し屋は「皇帝が死ぬ」を内容とする意図をもち、その意図が指の運動を引き起こし、そしてその指の運動が皇帝の死をもたらしている)。しかし、この殺し屋が意図的に皇帝を殺したと言うのは直観に反する。

なぜ我々は、この殺し屋が意図的に皇帝を殺したと見なさないのだろうか。この問いには次のように応答できると思われる。「殺し屋の『皇帝の死』という内容をもつ意図は、確かに皇帝の死という帰結をもたらしている。しかし、この帰結が達成される仕方は、殺し屋の意図したとおりはではない。」つまりこの殺し屋は、銃を発砲し、そしてその弾を皇帝に命中させることによって皇帝の死をもたらすことを意図したのであって、銃声によって豚の大群を暴走させることによって皇帝の死をもたらすことを意図したのではない、というわけだ。

この解答が示唆するのは、「意図の内容が、単なる帰結だけでなく、その帰結がもたらされる仕方を含んでいる」ということである。ここで、どのような身体運動がどのような仕方で帰結をもたらすのかに関する行為者の思惑を、「計画」と呼ぶことにしよう。意図の内容は単なる帰結ではなく、身体運動から帰

結までの過程を表象する計画なのである。身体運動が帰結をもたらす仕方は、この計画に一致しなくてはならない。このように考えれば、[事例2]のような外的逸脱を排除できると思われる<sup>5</sup>。

ただし、計画通りに物事が進んでいけば何でもよいわけではない。意図的行為であるためには、計画それ自体にも一定の条件を課す必要がある。そのことを示すのが次のような事例である。

[事例3]

ある強盗が銀行の金庫部屋に侵入した。その金庫を開けるためには四桁のパスワードを押さなくてはならない。彼は「デタラメにボタンが四つ押される<sup>6</sup>→金庫が開く」という計画を内容とする意図をもった。その意図が原因で、デタラメにボタンが四つ押された。その数字はたまたまパスワードと一致していたらしく、金庫があいた。

[事例4]

ある強盗が銀行の金庫部屋に侵入した。その金庫を開けるためには四桁のパスワードを押さなくてはならない。彼は、特に根拠はないのだが、何となく「パスワードは1234だろう」と考え、「1, 2, 3, 4の順でボタンが押される→金庫が開く」という計画を内容とする意図をもった。その意図が原因で、1, 2, 3, 4の順でボタンが押された。パスワードは実際に1234であったので、金庫があいた。

これらの事例において、強盗は一定の計画を内容とする意図をもっており、かつその意図が原因で、計画に一致した過程が実現している。それにもかかわらず、なぜ我々は「強盗が意図的に金庫を開けた」と言わないのだろうか<sup>7</sup>。これらの事例では、意図から帰結に至る過程のどこかに、意図性を奪う逸脱的出来事が生じているわけではない<sup>8</sup>。ここでの意図性の喪失はむしろ、強盗の意図の内容、すなわち計画それ自体の不合理性に、由来すると思われる。

[事例3]における強盗の計画は、「デタラメに番号が押される→金庫が開く」というものである。この計画に対する我々の自然な反応は、「そんな計画がうまくいくはずがない」というものであろう。[事例3]においては、その計画の通りにたまたま物事が運んでしまった。しかしそれは単なる偶然、まぐれにすぎない。この要素こそが、強盗の意図性を損なっていると思われる。裏を返すと、意図性が保たれるためには行為者が「うまくいきそうな」計画、つまり信頼可能な計画をもっていなくてはならないことになる。

他方、[事例4]における強盗の計画は、それ自体では信頼可能なものである。パスワードは実際に1234なのだから、「1, 2, 3, 4の順でボタンが押される→金庫が開く」という計画は、明らかに「うまくいきそうな」計画なのである。問題はむしろ、計画の構築に寄与した「パスワードは1234である」という強盗の信念に「根拠がない」というところにある。逆に言えば、計画は単に信頼可能なだけでなく、何らかの証拠に基づいている必要があるだろう？

計画が証拠に基づくかどうか、計画の構築に寄与した信念が証拠に基づくかどうかによって決まるのに対し、計画が信頼可能かどうかは、行為者の証拠的条件とは独立の世界のあり方によって決まる。したがって、信頼可能性と証拠性は論理的に独立である。つまり、信頼可能だが証拠に基づかない計画や、信頼不可能だが証拠に基づく計画があるということだ。[事例4]における強盗の計画は前者に当てはまる。また、行為者が証拠に基づいた偽なる信念をもつ場合、その信念から構築された計画は信頼不可能になる可能性が高いが、この種の事例は後者に当てはまる。行為者の計画がこの二条件を満たすことが、意図性にとって本質的なのである。

本節では、意図の内容を計画として捉えた上で、「身体運動から帰結までの過程は、信頼可能かつ証拠に基づいた計画に一致しなくてはならない」という条件を定めた。しかしこの条件は、[事例1]のような、意図と身体運動の間に生じる内的逸脱に対しては有効でない。というのも、意図と身体運動の間については、我々は何の計画も立てないし、その必要もないと思われるからだ。そもそも計画が存在しないところに「意図と身体運動の過程が計画に一致しな

くてはならない」という条件を課しても、当然役に立たない<sup>10</sup>。したがって、内的逸脱を排除するためには別の解決案を提示する必要がある。3-4節でこの課題に取り組むことにしよう。

### 3. しようとする事

内的逸脱に分類されるのは〔事例1〕であった。この事例を、前節での議論を踏まえて、意図の内容を改訂した上で再び提示しよう。

#### 〔事例1〕

ある登山者が、ロープで落ちそうな人を支えている。ロープを握っている手を離せば、自分は助かることができる。登山者は「手が離れる→自分が助かる」という計画を内容とする意図をもった。その意図が原因で、登山者の内に動揺が引き起こされた。そしてその動揺が原因で、ロープを握っている手が離れ、登山者は助かった。

この事例は〔CT〕に加え、2節で定められた条件も満たしている（登山者は「手が離れる→自分が助かる」という計画を内容とする意図をもっており、かつ、「手が離れること」が「自分が助かること」をもたらす仕方は登山者の計画と一致している）。それにもかかわらず、我々が〔事例1〕を意図的行為と見なさないのはなぜだろうか。

この問いには次のように応答できるかもしれない。この事例で「登山者は意図的に自分を助けた」と言えない理由は、そもそも「登山者は意図的に手を離した」と言えないからである。ここでは確かに「登山者の手が離れること」は起こっているが、「登山者が手を離すこと」は起こっていない。そうだとすれば、当然「登山者が意図的に手を離した」と言うこともできない。

この応答は、単に「手が離れること」が生起しても、それだけでは意図的行為の候補にならない、という直観を反映している。ここで、「手を離すこと」

や「指を動かすこと」のような、意図的行為の候補になるものを「行動」と呼ぶことにしよう<sup>11</sup>。単なる身体運動の生起は、行動の生起にとって十分でない。「手が離れること（身体運動）」が「手を離すこと（行動）」になるためには、一体何が必要なのだろうか。

それは「手を離そうとすることだ」という解答が、ここで自然なものとして浮かび上がってくる。つまり、単に登山者の手が離れるときには登山者は手を離そうとはしていないのだが、登山者が手を離すときには、登山者は手を離そうとしていなくてはならない、というわけだ。この「しようとすること」という心的出来事を、以下では簡単のために「トライング [trying]」と呼ぶことにしよう<sup>12</sup>。ある身体運動が行動になるためには、その身体運動は、それ自身を内容とするトライングによって引き起こされていなくてはならない。このように考えれば、単なる身体運動と行動を区別できる。そしてこのトライングを意図と身体運動の間に導入すれば、[事例 1]を排除できると思われる。[事例 1]では、意図がトライングを経由せずに身体運動を引き起こしているからである。

トライングが存在するという見解は、次のような「麻痺論法」によって正当化できる。ある人が、誰かに柵の上の本を取るように頼まれる。彼女はその要求に応じて柵の方を向き、腕を上げかける。ところがまさにその瞬間に、その腕が麻痺し、ピクリとも動かなくなってしまう。この事例において、腕の運動とは切り離されており、かつ正常な場合には腕の運動を引き起こしていたはずの何らかの心的出来事が彼女の内部に生起している、と想定できる。そしてこの心的出来事を「腕を上げようとする」と表現するのは、まったく自然なことである。ここで、上のような麻痺の事例があらゆる行動に関して想定可能であることを踏まえると、そこから「人が身体を動かすとき、その人は必ずその身体を動かそうとしていなくてはならない」という主張が導かれると思われる<sup>13</sup>。

トライングに訴えて身体運動と行動を区別するという考えは、日常的直観に照らせば、非常にもっともらしい。しかしこの考えには、ライルに由来する次のような批判が浴びせられてきた<sup>14</sup>。「ある身体運動が行動であるためには、



その身体運動はトライングによって引き起こされていなくてはならないとしよう。しかし、トライング（＝しようとする<sup>レ</sup>こと）それ自体も、行為者が意図的に為したり為さなかつたりできるようなもの、つまり行動である。そうだとすれば、そのトライングもまた別のトライングによって引き起こされていなくてはならないだろう。そしてそのトライングは、更に別のトライングによって…… という具合に、トライングが無限に増殖してしまうことになる。」

この批判には次のように応答できるかもしれない。トライングは行動の原因ではなく、むしろ行動と同一視されるべきものである。つまり行動とは、本当はトライングにほかならない。この場合、トライングによって引き起こされる身体運動は行動ではなく、行動が引き起こす結果にすぎないことになる。このように考えれば、確かに無限後退からは逃れられるだろう。しかしこの考えは、次のような奇妙な帰結をもつ。トライングは、行為者の内部で生起する心的出来事である。したがって、行動がトライングにほかならないとすれば、行動は行為者の内部で生起する出来事であることになる。そしてこれは、「行動は外部の視点から観察可能でなくてはならない」という直観と相容れないのである<sup>15</sup>。

「トライングと行動は因果関係に立つ」と考えると無限後退に陥る。他方、「トライングと行動は同一である」と考えると反直観的な帰結が生じる。しかし、これでトライングという考えが論駁されてしまうわけではない。ここには、「トライングと行動は部分－全体関係に立つ」という第三の選択肢が残されている。この考えによれば、トライングが身体運動を引き起こしたときに、その両方によって構成される一つの複合的出来事が行動である<sup>16</sup>。この場合、身体運動は行動の一部を成すため、「行動が外部の視点から観察可能である」という直観とはぶつからない<sup>17</sup>。また、トライングは行動の一部に過ぎず、それ自身は独立の行動ではないため、無限後退にも陥らずに済む。この見解を採れば、トライングという考えをもっともらしい仕方導入できるだろう。トライングに対するライルの批判は決定的ではないと思われる。

本節では、意図と身体運動の間にトライングが導入された。しかしこの条

件は、内的逸脱の全てを排除するわけではない<sup>18</sup>。というのも、意図とトライングの間、及びトライングと身体運動の間に逸脱が生じうるからだ。これらの逸脱には、節を変えて対処することにしたい。

#### 4. 行為する能力

##### 運動能力

まずはトライングと身体運動の間の逸脱から考えよう。この種の逸脱は、[事例 1] を少し改変するだけで手に入れることができる。

##### [事例 5]

ある登山者が、ロープで落ちそうな人を支えている。ロープを握っている手を離せば、自分は助かることができる。登山者は「手が離れる→自分が助かる」という計画を内容とする意図をもった。その意図が原因で、「手が離れる」という内容をもつトライングが引き起こされた。そのトライングが原因で、登山者の内に動揺が引き起こされた。そしてその動揺が原因で、ロープを握っている手が離れ、登山者は助かった。

この事例は、[CT] に加え、2-3 節で定められた条件も満たしている。それにもかかわらず、我々は [事例 5] を意図的行為と見なさない。それは一体なぜだろうか。

この問いには次のように応答できるかもしれない。「行動というのは一般に、行為者が実現させるものである。したがって、トライングから身体運動に至る過程は、行為者によって実現されていなくてはならない。しかしながら [事例 5] では、トライングから身体運動に至る過程が、行為者によって実現されていない。」この応答に実質を与えるためには、「行為者が実現させる」という観念を明確にする必要があるだろう<sup>19</sup>。トライングから身体運動に至る過程が行為者によって実現されるというのは、一体どのようなことなのか。

ここにおいて、2節で述べた「計画は信頼可能でなくてはならない」という論点が関係してくる。[事例5]における計画は、「手が離れる→自分が助かる」というものである。この計画が信頼可能であるためには、もちろん、「手が離れること」が「自分が助かること」をもたらすような状況に、登山者が置かれていなくてはならない。しかし、それだけでは十分でない。というのは、たとえば生まれつき手が麻痺している人が、「手が離れること」から始まる計画を立てても、それは信頼可能な計画ではないからである。「手が離れること」から始まる計画が信頼可能であるためには、「手を離そうとすること（＝トライング）」と「手が離れること（＝身体運動）」が、信頼可能な仕方結びついていなければならない<sup>20</sup>。言い換えれば、「手を離そうとすれば大抵の場合ただちに手が離れる」というラフな規則性が成立していなくてはならない。この規則性を支えているものを、「手が離れることを引き起こす運動能力」と呼ぶことができるだろう。トライングと身体運動が信頼可能な仕方結びつくためには、その身体運動を引き起こす能力、すなわち運動能力が、行為者に備わっていないなくてはならないのである。

この「運動能力」という観念に訴えれば、「行為者によって実現される」という観念をより明確にできる。すなわち、トライングから身体運動に至る過程が行為者によって実現されることは、その過程が行為者に備わる運動能力の顕在化によって実現されることにほかならない、と考えればよいのである。この考えに訴えれば、[事例5]も排除される。[事例5]において身体運動を引き起こしている動揺は、(正常な事例であれば、トライングと身体運動の因果関係を実現させていたはずの)運動能力の顕在化を構成しないと思われるからである<sup>21</sup>。

ここで運動能力は、行為者に備わる傾向性として理解できる。傾向性の一例として、電卓に備わる、正しく計算をする傾向性を考えよう。電卓が計算をする<sup>22</sup>とき、そこで起こっているのは因果的な過程である。この過程における原因は「ボタンが押されること」であり、結果は「(正しい)計算結果が表示されること」であるだろう。しかし、ボタンの操作が計算結果の表示を引き

起こすだけでは、電卓が計算をすると言えるために十分でない。というのも、電卓に備わる傾向性の基盤となるメカニズムが何らかの要因によって阻害されているのだが、それにもかかわらずボタンが押されたことが原因でたまたま正しい計算結果が表示される、という場合が考えられるからである<sup>23</sup>。電卓が計算をすると言えるためには、ボタンの操作と計算結果の表示の間の因果関係が、電卓に備わる傾向性の顕在化によって実現されなくてはならない。「手を離すこと」という行動も、「電卓が計算をすること」と類比的に捉えることができる<sup>24</sup>。「手を離す」と言えるためには、「手を離そうとすること」と「手が離れること」の因果関係が、行為者の運動能力の顕在化によって実現されなくてはならないのである。

電卓の傾向性が顕在化しているかどうかは、その基盤となるメカニズムが作動しているかどうかによって決まる。同様に、運動能力が顕在化しているかどうかは、その基盤となるメカニズムが作動しているかどうかによって決まる。しかし、運動能力の基盤となるメカニズムがどのようなものを我々は普通知らないし、知っている必要もない。我々が知っていないなくてはならないのは、そのような運動能力がともかく自分には備わっているのだということだけである。しかし、運動能力の基盤となるメカニズムがどのようなものを知らないのであれば、当然、そのメカニズムが作動しているかどうかを知ることができない。したがって我々は、自分の運動能力が顕在化しているかどうか、ひいては自分が意図的に行為しているかどうかを、厳密には知らないということになる<sup>25</sup>。もっとも大抵の場合は、行動に特有の（現象的な）質的特徴を通じて、運動能力が顕在化しているかどうかに気づくことができるだろう。たとえば[事例5]における登山者は、自分の運動能力が顕在化していないことにおそらく気づいている。動揺は行動に特有の質的特徴ではないからだ。しかし、運動能力が顕在化していないにもかかわらず、正常な行動と現象的に区別がつかない、ということも論理的には可能である。この場合、行為者は自分が意図的に行為しているのだと誤って信じて信じることになるだろう。

意図的行為にとって、行為者に備わる運動能力の顕在化が本質的である。こ

の考えに訴えれば、次のような「第二の行為者」が介入する逸脱的事例<sup>26</sup>にも対処できる。

[事例 6]

ある登山者が、「手が離れる→自分が助かる」という計画を内容とする意図をもった。その意図が原因で、「手が離れる」という内容をもつトライングが引き起こされた。そのトライングをMRIで読みとった脳神経科学者が、「登山者のトライングを実現させよう」という意図を抱き、その意図の下で登山者の手を遠隔操作によって離してやった。

この事例で登山者（第一の行為者）のトライングは、科学者（第二の行為者）の意図を経由して、登山者の身体運動を引き起こしている。この過程は、MRI等の人工的装置や、科学者の意図を生み出す動機メカニズムによって支えられている。もしこれらのMRIや科学者の動機メカニズムがトライングと身体運動の間のラフな規則性を支えているならば、それらは行為者の運動能力を構成すると思われる。しかし、果たしてそのように言うことはできるだろうか。

ここで考えなくてはならないのは、手を離すという登山者の行動が普段はどのように実現されているのかということである。この点に関して二通りの解釈がありうる。第一に、登山者の普段の行動は登山者の脳神経科学的メカニズムによって実現されており、MRIや科学者の動機メカニズムによっては実現されていないかもしれない。[事例 6]では、登山者の手がたまたま麻痺しており、かつ、科学者が気まぐれに登山者のトライングを読みとって、それを実現させた。しかし普段は、登山者の行動がこのような仕方では実現されることはない。この場合、MRIや科学者の動機メカニズムは、登山者のトライングと身体運動を結びつけるラフな規則性を支えているわけではないため、登山者の運動能力を構成しないとされる<sup>27</sup>。

しかし第二の解釈として、登山者の普段の行動も、[事例 6]においてと同様に、MRIや科学者の動機メカニズムによって実現されると考えることも

できる。たとえば、この登山者は生まれつき手が麻痺しているのだが、それを知った科学者が、登山者の内部で手の運動に関するトライングが生起するたびに、そのトライングを実現させようという意図を抱き、そして実際に実現させてきたかもしれない。このような場合には、MRI や科学者の動機的メカニズムは登山者のトライングと身体運動を結びつける規則性を支えており、したがって登山者の運動能力を構成する、と言ってしまってもいいと思われる。そうだとすれば、第二の解釈の下での〔事例6〕において、登山者は意図的に行為していることになる。

とはいえ、MRI のような人工的装置はともかく、科学者の動機的メカニズムが登山者の運動能力を構成すると述べることは強い抵抗があるだろう。この抵抗感を少しでも和らげるために、第二の解釈の下での〔事例6〕を、科学者の動機的メカニズムのあり方に関して更に二つのケースに分けた上で、もう少し詳しく吟味してみたい。

第一に、科学者の動機的メカニズムは、登山者のトライングが生起するやいなや、状況によらず衝動的に「登山者のトライングを実現させよう」という意図を形成する、従属的なメカニズムかもしれない。このケースでは、登山者のトライングと身体運動の結びつきは高い信頼性を示すだろう。ここでの科学者の動機的メカニズムは、登山者のトライングと身体運動を半ば自動的に媒介するだけの、人工的装置に近い役割を担う。このような想定の下では、科学者の動機的メカニズムが登山者の運動能力を構成するという考えに対する抵抗も、それほど強くないだろう。

第二に、科学者の動機的メカニズムは、科学者自身の信念や欲求に基づいて意図を形成する、自律的なメカニズムかもしれない。この場合、登山者のトライングと身体運動の結びつきは、第一のケースほどには信頼可能でない。というのも、登山者のトライングの内容が科学者にとっての価値や利益を損なうことが予想されたり、あるいは単に科学者の信念や欲求に変化が生じたりする状況においては、「登山者のトライングを実現させよう」という意図が形成されなくなるかもしれないからである。しかし、そのような状況が生じていない

限り、おそらく科学者は登山者のトライングを実現させるだろう。したがって、登山者のトライングと身体運動の結びつきは、一定の信頼可能性を示すと言える。この場合科学者は、登山者の知らないところで、登山者の信頼可能なパートナーとしての役割を担っており、この点で科学者にも部分的に意図性が帰属されるべきである。とはいえ、それによって登山者の意図性が損なわれるわけではない。登山者のトライングを引き起こしたものは、登山者の意図にほかならないからだ。つまりここでは、登山者の意図と科学者の意図が一緒になって、登山者の行動を実現しているのである。

要約しよう。[事例6]において、MRIや科学者の動機的メカニズムが登山者の普段の行動を実現していないとすれば、それらは登山者の運動能力を構成しないため、登山者は意図的に行為していない。他方、MRIや科学者の動機的メカニズムが登山者の普段の行動も実現しているとすれば、科学者の動機的メカニズムが自律的であれ従属的であれ、それらは行為者の運動能力を構成するため、登山者は意図的に行為している。いずれの解釈を採っても、[事例6]は、「行為者に備わる運動能力の顕在化」という考えによって対処できると言えるだろう。

### 推論能力

最後に、意図とトライングの間の逸脱に対処したい。次のような事例を考えよう。

#### [事例7]

ある男が叔父を憎んでいた。叔父はいつも四時ぴったりに、駅前の交差点に現れる。男は「四時の駅前の交差点において叔父が目の前にいるという条件の下で、ナイフが目の前の人物に刺さるような仕方で腕が動く→叔父が死ぬ」という計画を内容とする意図をもった。この意図が原因で、男は激しく興奮した。この興奮が原因で、男は衝動的に街に駆けだし、目の前の人物をナイフで刺し殺すに至った。偶然にも、その場所は駅前の交差点



であり、時刻は四時であり、更に刺し殺した相手は彼の叔父だった。(cf. Brand 1984, 25)

この事例では、男が一定の計画を内容とする意図をもっており、かつその意図が原因で、計画に一致する過程が実現されている。また、男は「目の前の人物をナイフで刺し殺す」際に、ナイフが目の前の人物に刺さるような仕方であ腕を動かそうとしており、かつそのトライングが、運動能力の顕在化によって、その内容に見合う身体運動を引き起こしていると思われる(少なくとも、そのように想定できる)。それにもかかわらず、「男は意図的に叔父を殺した」と言うのは直観に反する。

なぜ我々は、[事例7]を意図的行為と見なさないのだろうか。次のように応答できるかもしれない。意図的行為とは一般に、意図の下での行為である。行為者は、意図的に行為するときには必ず、一定の意図の下でそれを為すのでなくてはならない。しかしこの事例においては、男の行動はあらかじめもっていた意図の下で実現されてはいない。

あるいは、次のような応答も可能かもしれない。この事例が示唆するのは、身体運動から帰結までの過程が単に計画と一致しているだけでは駄目だ、ということである。それだけではなく、行為者がその計画に従う必要がある<sup>28</sup>。この事例において、男はあらかじめもっていた計画に従ってはいない。計画を内容とする意図が(単なる)原因となって、計画にたまたま一致する過程が実現されたにすぎない。

以上の二つの応答は、意図とトライングの間には単なる因果関係だけでなく、「意図の下で」「計画に従って」と言いうる何らかの関係が成立しなくてはならない、ということを示唆する。そしてその関係は、「行為者は、意図からトライングを推論しなくてはならない<sup>29</sup>」という考えによって明確化できると思われる。意図からトライングを推論することは、意図を利用することによってトライングを導出することである。この意味で、行為者は「意図の下で」トライングしていると言える。更に、意図からトライングを推論することは、意



図の内容である計画に見合ったトライングを導出することである。この意味で、行為者は「計画に従って」トライングしていると言える。つまり、ある行為者が意図からトライングを推論し、そしてそのトライングが（運動能力の顕在化によって）身体運動を引き起こすならば、その行為者は「意図の下で」かつ「計画に従って」行為することになるのである。[事例7]においては、男のトライングは意図から推論的に導出されたものではなく、単に興奮によって生じたものにすぎない。したがって、男の行動は意図的行為ではないということになる。

ここで、意図からトライングへの推論が具体的にはどのようなものを素描しておきたい。このことを考えるために、両者がどのような内容を持ち、どのような機能を担うのかを見ていこう。トライングは身体運動を内容としており、運動能力を起動させるトリガーとしての機能を担う。つまり、トライングが生起するやいなや、運動能力の基盤となるメカニズムが作動し始めるのである。それに対して意図は、身体運動から帰結に至る計画を内容とする。このような計画を内容とする意図は、それ自体は行動と切り離された出来事であって、意図が生起するやいなや計画が実現しはじめるわけではない。もし意図の生起がただちに計画の実現を引き起こすとすれば、時間的に隔たった未来の（身体運動から帰結に至る）計画を内容とする意図をもつことは、不可能になってしまうだろう。むしろ意図は、適切な条件が訪れたことを行為者が認識したときに、その意図の内容に見合うトライングを導くような機能を担うのである。言い換えれば、単に意図が生起しただけではその内容に見合うトライングは導出されない。意図からトライングが推論されるためには、行為者は「今は適切な条件に置かれている」という信念をもっている必要がある。このことを踏まえると、意図からトライングへの推論は次のように表現できる。

I(適切な条件の下で,  $M \rightarrow C$ )

B(今は適切な条件の下にある)

---

T(M)

行為者は上のような仕方では、意図からトライングを推論しなくてはならないのである。

意図からトライングへの推論は、行為者の推論能力の顕在化として捉えることができる。そしてこの推論能力は、原因としての意図や信念と、結果としてのトライングを結びつけるような傾向性である。したがってここでも、トライングから身体運動までの過程と同様、行為者に備わる傾向性としての能力が意図的行為の産出に貢献していることになる。

本節では、「意図とトライングの間は推論能力の顕在化によって、トライングと身体運動の間は運動能力の顕在化によって実現されなくてはならない」という条件が課された。意図とトライングの間には推論能力に支えられた信頼可能な結びつきがあり、トライングと身体運動の間には運動能力に支えられた信頼可能な結びつきがある。このような特殊な機能を果たす心的出来事があるからこそ、思考は行動を制御しうるのである。トライングの導入は、意図から身体運動に至る過程を明確化するだけでなく、そもそも行為することがいかにして可能なのかという点についても一定の光を投げかけると言えるだろう。行為者に備わる「行為する能力」は、推論能力と運動能力によって構成される。そしてこれらの能力を接続し、連動させているのが、トライングなのである。

## 5. 結論

最後に、論文全体の内容を振り返りつつ、最終的に得られた分析を提示しよう。1節では、因果理論が採りうる一つのヴァージョンを [CT] として定式

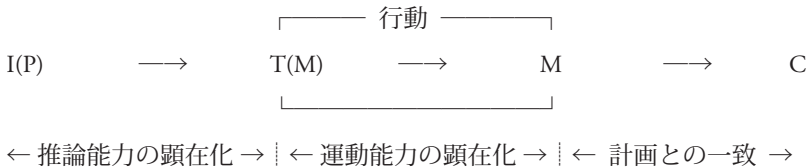
化した。しかしこの定式化においては、[事例1] から [事例7] のような種類の反例が生じる。2-4 節の議論を踏まえて、これらの反例を排除するような仕方 で [CT] を改訂すると、次のようになる。

[CT\*]

行為者 A が帰結 C を意図的に達成するのは次の条件が満たされるときであり、そしてそのときに限る。

- ① A が、A の身体運動 M から C に至るような、信頼可能かつ証拠に基づいた計画 P を内容とする意図 I(P) をもつ。
- ② I(P) が、A の推論能力の顕在化によって、M を内容とするトラッキング T(M) を引き起こす。
- ③ T(M) が、A の運動能力の顕在化によって、M を引き起こす。
- ④ M が、P と一致する過程によって、C をもたらす。

図示すると次のようになる。



もちろん、この分析に対して更なる反例が提出される可能性もあるだろう。しかし本稿では暫定的に、[CT\*] が意図的行為の必要十分条件を与えていると結論することにしたい。

## 註

1 したがって本稿は「そもそもなぜ因果理論はもっともらしいのか」という点につ

いては何も述べない。ただし次のことは断っておきたい。私が因果理論を擁護するのは、因果理論が直観的にも理論的にもっともらしいと思われるからであって、「意図的行為を自然科学的描像のうちに収めたい」という考えに動機づけられているわけではない。

そもそも「ある観念について因果理論を採ることは、その観念を自然科学的描像のうちに収めようとする事だ」という考え自体に、疑問を差し挟む余地がある。というのも、原因という観念は自然科学の専売特許ではなく、むしろすぐれて日常的なものだからだ。それどころか、ラッセルのように「厳密な自然科学に因果的観念は登場しない」と主張する論者も多い。この主張に基づけば、ある観念（たとえば意図的行為）がその本性からして因果的であるという主張は、その観念が自然科学的描像にうまく収まらないという主張を含意する、とすら言えるかもしれないのである。（最後の論点については、デイヴィドソンから示唆をえた。Davidson 1991, 215–216. 邦訳 332–333 ページ）

2 ここで「引き起こす」ではなく「もたらす」という語を用いているのは、身体運動と帰結の関係の因果的に解釈できない事例（たとえば、「手が左右に動く」という身体運動が「挨拶が為される」という帰結をもたらすような事例）があるからである。ゴールドマンであれば、「もたらす」ではなく「生成する」という言い方を好むだろう。彼は「因果的生成」に加えて「規約的生成」「端的生成」「付加生成」という四つのカテゴリーを区別している（Goldman 1970, Chapter2）。

3 事例はデイヴィドソンから借りている（Davidson 1973, 79）。ただし、[CT] に対する反例になるような仕方で改訂を施してある。以下でも、様々な論者から事例を借りる際に、（いちいち断りを入れずに単に文献を挙げておくに留めたが）本稿の議論の枠組みに沿うような仕方で改訂を施している。

4 「内的逸脱／外的逸脱」という用語法は、デイヴィドソンから借りている（Davidson 1973, 79）。

5 「計画との一致」という条件が外的逸脱の解決に寄与するという論点は、多くの論者によって指摘されている。たとえば以下を参照。Bishop 1989, 128–132; Brand 1984, 23–30.

6 正確には「デタラメにボタンが四つ押されるような仕方で手が動く」と言うべきところだが、煩雑さを避けて、単に「デタラメにボタンが四つ押される」と言っておく。[事例 4] においても同様。

7 もっともこの点は、人々の直観があまり一致しないところかもしれない。ただ注意しておきたいのは、この事例における「強盗が金庫を開けたこと」は意図的行為ではないのだと述べても、強盗の行動から意図性や行為者性を完全に奪うことにはならない、ということである。というのもここでの強盗の行動は、「デタラメに／1, 2, 3, 4の順にボタンを押した」「指を動かした」等の記述の下では意図的行為だからである。更に、「ある行動が何らかの記述の下で意図的行為であるならば、その行動は行為である」というデイヴィドソンのテーゼを前提すれば (Davidson 1971, 46. 邦訳 68 ページ)、「強盗が金庫を開けたこと」は強盗の行為だとも言えるだろう。

8 したがって [事例 3] と [事例 4] は、普通「逸脱的因果連鎖」と呼ばれる事例とは少し異なっている。しかし、本稿の主目的は意図的行為の分析であるため、これらの事例も扱うことにする。更に言えば、[事例 3] に対処することによって、後に提示する [事例 5] や [事例 6] に対処するためのヒントが与えられることになる。4 節の議論を参照。

9 「計画は信頼可能であり、かつ証拠に基づいていなくてはならない」という論点は、メレとモーザーに負っている (Mele and Moser 1994, 240ff.)。

10 「意図と身体運動の間には立てるべき計画など存在しないのだから、計画との一致という条件は内的逸脱を解決する上で役に立たない」という論点は、ビショップに負っている (Bishop 1989, 132-134)。

11 ここで「行動」という語は、「自発的運動 [voluntary movement]」と言い換えられるような意味で用いられている。「手が離れること」のような単なる身体運動は、そのままでは自発的とは言えない。他方自発的運動は、その全てが何らかの意図の下で為されるわけではないため、意図的行為とも区別される。自発的運動 (= 行動) はむしろ、意図的行為の候補なのである。

12 トライングという心的出来事が存在するという見解は、アームストロング (Armstrong 1973) やオショーンネシー (O'Shaughnessy 1973) 等の論者によって擁護されている。

ところで、「意図すること」は（少なくとも日本語では）「しようすること」と言い換えることができるため、意図とトライングの区別は直観的に理解し難いかもかもしれない。そこで次のような事例を考えよう。学生Aが講義中に「質問するために手を上げよう」という意図をもつとする。しかし、後込みをしたのかタイミングを逃してしまったのか、Aの手は結局上がることなく講義が終わってしまう。このときAは、ある意味では質問するために「手を上げようとした」のだが、別の意味では「手を上げようとしなかった」のである。一つ目の意味における「手を上げようとした」が意図に対応し、二つ目の意味における「手を上げようとした」がトライングに対応すると考えれば、意図とトライングの直観的な区別が得られるだろう。（なお、意図とトライングの理論的な区別については3-4節の議論を参照。両者は存在論的身分・命題的内容・機能的役割において異なっている。）

13 以上の麻痺論法はアームストロングに負っている（Armstrong 1973, 1-2）。ちなみにこの論法は、「麻痺の事例と正常な行動の事例には共通の要素がある」という考えを前提しているが、この前提を拒否することによって、行動を選言的に理解することもできるかもしれない。しかし、こちらの可能性については、本稿では検討しない。

14 Ryle 1949, 67. 邦訳 86-87 ページ。ライルが標的にしているのは正確には意志作用 [volition] だが、トライングにも同型の議論が当てはまる。ちなみにライルは、意志作用という語が哲学者の専門用語にすぎないことも指摘しているが、この点についてはトライングには当てはまらないだろう。というのも、何かを「しようすること」という言い方は、まったく日常的なものだからである。

15 この批判は、ブランド（Brand 1984, 13-14）等多くの論者によってなされている。

16 オショーンネシーは、（行動ではなく）行為に関してこの部分—全体的見解を支持していたが、後に（成功した）トライングと行為を同一視する見解を採るようになった（O'Shaughnessy 1973, 70-74）。しかし彼の見解は、行為が外部の視点から観察可能なものであるという直観とはぶつからない。というのも彼によれば、行為という同一の出来事が、心的な側面（＝トライング）と物的な側面（＝身体運動）を併せ持つからである（彼はこれを「二重側面説 [dual-aspect theory]」の一ヴァージョンとし

て位置づけている)。

17 「行動は外部の視点から観察可能である」という直観は、「行動は<sup>、</sup><sup>、</sup><sup>、</sup>全面的に外部の視点から観察可能である」ということを意味するかもしれない。この場合、(トライングと行動の関係についての)部分-全体説も、やはり反直観的だということになるだろう。しかしそれでも、行動を部分的にすら観察不可能なものにしてしまう見解や、無限後退に陥る見解、あるいはトライングの存在をそもそも認めない見解に比べれば、部分-全体説の方がもっともらしいものであるように、私には思われる。

18 しかし、トライングを導入することの意義は、逸脱因果を部分的に解決することによって留まらない。この論点については、4節の最後で触れる。

19 ここで、いわゆる行為者因果理論(行動の原因を行為者という実体として捉える理論)が魅力的に見えてくるかもしれない。しかしこの理論の採用は、因果理論(行動の原因を行為者がもつ心的出来事として捉える理論)の放棄を意味する。本稿は因果理論を前提しているため、行為者因果理論に訴える方針は検討しない。

20 信頼可能性という観念に訴えて内的逸脱の解決を試みる論者にアギラー(Aguilar 2012)がいる。

21 逆に言えば、動揺が運動能力の顕在化を構成する場合には(そのような場合も想定可能だと思うが)、動揺の生起は意図性を奪わない。動揺は、それ自体で意図性を奪う力をもつわけではない。

22 傾向性は、もちろん、行為者ではないような実体にも備わりうるものであり、電卓もそのようなものとして考えられている。したがって、ここでの「電卓が計算をする」という言い方は、行為者性を含意しない(少なくとも、行為者性を含意しないものとして理解できる)。それは、「塩が水を溶かす」「導線が電気を通す」等々の言い方が行為者性を含意しないのと同様である。

23 この種の事例は、逸脱因果的な問題が物的現象同士の因果的相互作用においても生じうることを示すかもしれない(たとえ、物的現象に「逸脱」という語を適用するのは奇妙であるとしても)。逸脱因果の問題は心的現象と物的現象が因果的に相互作用する場で生じるものとしてしばしば考えられているが、スタウトの示唆によれば、実際には日常的に出会う因果的現象の多くについて、逸脱因果的な反例を考

え出すことができる (Stout 2010, 161). 仮にスタウトが正しければ、逸脱因果という問題を理由にして意図的行為の因果理論を放棄するのは賢明ではないことになるだろう. というのも、その態度を貫くと、日常的になされる因果的説明の多くを放棄しなくてはならなくなるからである.

24 もちろん、「行為者が手を離すこと」と「電卓が計算をすること」があらゆる点で類比的である、と言いたいわけではない. たとえば、「行為者が手を離すこと」のような行動は、それに特有の質的特徴が備わっている点、及び行為者の意図や信念と合理的関係に立ちうるという点で、「電卓が計算をすること」とは異なると思われる.

25 この帰結はその見かけと異なり、それほど反直観的ではない. というのも、本人は意図的行為だと思っているのだが、直観的に言って意図的行為とは呼べない事例を考え出せるからである. 実際、(すぐ後で提示される) 第一の解釈の下での [事例 6] を、そのような事例として理解することもできる. 登山者は、自分の手が麻痺していることにも、自分のトライングと身体運動の間に科学者が介入していることにも気づかずに、「自分は意図的に手を離した」と主張するかもしれない. しかし真相を知っている我々は、この登山者の主張を容認しないだろう.

26 このタイプの事例は、もともとはピーコック (Peacocke 1979, 87) に由来する.

27 ただし、科学者が登山者のトライングと脳神経メカニズムの状態を常に監視しており、登山者の手が麻痺したときにはトライングの内容に見合う身体運動を実現させるべく待機している、というような場合は例外である. この場合には、科学者の動機的メカニズムは登山者の運動能力の一部を構成するだろう.

28 意図性にとって「計画に従う」ことが本質的である、という論点はブランドによって提示されている (Brand 1984, 25). 彼はここで、ウィトゲンシュタインの「規則に従う」ことに関する議論を念頭に置いている.

29 推論という語は、命題間の関係を意味する場合と、そうした命題的内容をもつ心的態度同士の関係を意味する場合があるが、ここでは後者の意味で用いている.



## 文献

- Aguilar, J. H. 2012. Basic Causal Deviance, Action Repertoires, and Reliability. *Philosophical Issues*, 22:1, 1–19.
- Armstrong, D. M. 1973. Acting and Trying. *Philosophical Papers*, 2:1, 1–15.
- Bishop, J. 1989. *Natural Agency: An Essay on the Causal Theory of Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Brand, M. 1984. *Intending and Acting: Toward a Naturalized Action Theory*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Davidson, D. 1971. Agency. In Davidson 1980.
- . 1973. Freedom to Act. In Davidson 1980.
- . 1980. *Essays on Actions and Events*. New York: Oxford University Press. 邦訳：D. デイヴィドソン『行為と出来事』服部裕幸・柴田正良訳，勁草書房，1990年
- . 1991. Three Varieties of Knowledge. In Davidson 2001.
- . 2001. *Subjective, Intersubjective, Objective*. New York: Oxford University Press. 邦訳：D. デイヴィドソン『主観的，間主観的，客観的』清塚邦彦・柏端達也・篠原成彦訳，春秋社，2007年
- Goldman, A. I. 1970. *A Theory of Human Action*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall Inc.
- Mele, A. R. ed. 1997. *The Philosophy of Action*. Oxford; New York: Oxford University Press.
- Mele, A. R. and Moser, P. K. 1994. Intentional Action. In Mele 1997.
- O'Shaughnessy, B. 1973. Trying (as the Mental 'Pineal Gland'). In Mele 1997.
- Peacocke, C. 1979. *Holistic Explanation: Action, Space, Interpretation*. New York: Oxford University Press.
- Ryle, G. 1949. *The Concept of Mind*. London: Hutchinson's University Library. 邦訳：G. ライル『心の概念』坂本百大・宮下治子・服部裕幸訳，みすず書房，1987

年

Stout, R. 2010. Deviant Causal Chains. In *A Companion to the Philosophy of Action*, ed. T O'Connor and C. Sandis. Chichester: Wiley-Blackwell.